



西脇消防署庁舎高圧電気設備保守管
理業務委託

実施設計書

委 託 番 号 西脇委第2号

履 行 場 所 兵庫県西脇市野村町1796番地の502（西脇消防署）ほか

業 務 概 要 庁舎高圧電気設備保守管理業務委託

北はりま消防組合

内 訳				概 要
	実施	今回変更	増減額	庁舎高圧電気設備保守管理業務
設計額 (内消費税)	円	円	円	西脇消防署西脇消防署
	()	()	()	西脇消防署西脇北出張所
				西脇消防署多可出張所
請負額 (内消費税)	円	円	円	西脇消防署多可北出張所
	()	()	()	西脇消防署多可南出張所
執行方法		履行期間	令和6年6月1日から 令和9年5月31日まで	
(起工理由)				
西脇消防署、西脇消防署西脇北出張所、西脇消防署多可出張所、西脇消防署多可北出張所及び西脇消防署多可南出張所の自家用電気工作物保安管理業務を委託するもの				

内訳明細書

番号	名称	内容	数量	単位	単価	金額(円)	備考
	西脇消防署庁舎高圧電気設備保守管理業務委託						
1	西脇消防署		36	か月			
2	西脇消防署西脇北出張所		36	か月			
3	西脇消防署多可出張所		36	か月			
4	西脇消防署多可北出張所		36	か月			
5	西脇消防署多可南出張所		36	か月			
	小計						
	消費税	10%					
	合計(小計+消費税)						

西脇消防署庁舎高圧電気設備保守管理業務委託仕様書

北はりま消防組合西脇消防署が委託する庁舎高圧電気設備保守管理業務について、必要な事項を定める。

1 履行場所

- (1) 兵庫県西脇市野村町 1 7 9 6 番地の 5 0 2 (西脇消防署)
- (2) 兵庫県西脇市寺内 5 1 5 番地の 1 (西脇消防署西脇北出張所)
- (3) 兵庫県多可郡多可町中区茂利 2 4 3 番 1 (西脇消防署多可出張所)
- (4) 兵庫県多可郡多可町加美区豊部 2 4 0 番地 (西脇消防署多可北出張所)
- (5) 兵庫県多可郡多可町八千代区中野間 6 5 0 番地 (西脇消防署多可南出張所)

2 履行内容

電気事業法の規定により保安規定を定め、当該工作物の工事に係る施工管理と併せ、自家用電気工作物の使用開始前の届出及び保守管理委託を行うもの

3 履行期間 (長期継続契約)

この契約は、北はりま消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 2 3 年 4 月 1 日条例第 2 7 号) に基づき、契約期間を令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 3 1 日までとする。

ただし、次年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができるものとする。

4 需要設備の概要

(1) 西脇消防署

ア 変電設備	1 台
(ア) 設備容量	3 2 5 k V A
(イ) 最大電力	2 0 8 k W
(ウ) 受電電圧	6, 6 0 0 V
イ 非常用予備発電設備	1 台
(ア) 定格容量	6 8 k W
(イ) 定格電圧	2 2 0 V

(2) 西脇消防署西脇北出張所

ア 変電設備	1 台
(ア) 設備容量	1 2 5 k V A
(イ) 最大電力	9 0 k W
(ウ) 受電電圧	6, 6 0 0 V
イ 非常用予備発電設備	1 台
(ア) 定格容量	6 8 k W

(イ)	定格電圧	220V
(3)	西脇消防署多可出張所	
ア	変電設備	1台
(ア)	設備容量	150kVA
(イ)	最大電力	75kW
(ウ)	受電電圧	6,600V
イ	非常用予備発電設備	1台
(ア)	定格容量	25.6kW
(イ)	定格電圧	220V
(4)	西脇消防署多可北出張所	
ア	変電設備	1台
(ア)	設備容量	100kVA
(イ)	最大電力	75kW
(ウ)	受電電圧	6,600V
イ	非常用予備発電設備	1台
(ア)	定格容量	16kW
(イ)	定格電圧	220V
(5)	西脇消防署多可南出張所	
ア	変電設備	1台
(ア)	設備容量	100kVA
(イ)	最大電力	75kW
(ウ)	受電電圧	6,600V
イ	非常用予備発電設備	1台
(ア)	定格容量	16kW
(イ)	定格電圧	220V

5 委託内容

- (1) 高圧電気設備工事に係る施工管理
- (2) 電気事業法施行規則第52条の2に係る申請書類の作成及び申請手続
- (3) 電気事業法第42条第1項の規定による保安規程の作成及び届出手続
- (4) その他保安管理に係る必要書類の作成等
- (5) 上記4に掲げる高圧電気設備の保守管理

保守管理に当たっては、毎月1回の巡視及び点検を実施し、法令に定める技術基準に適合するよう維持するものとする。

6 その他

- (1) 点検者は、電気事業法施行規則第52条第2項(保安管理業務外部委託)の規定に基づく告示要件に該当する個人事業者若しくは法人であること。

- (2) 点検結果については、(一社) 関西電気管理技術者協会の定めた様式又はそれに準じた電気保安法人所定の様式により記録して提出すること。
- (3) 事故その他の異常が発生した場合は、速やかに出勤し、適切な応急処置と必要に応じて臨時に精密検査を行い、その原因の究明と再発防止の措置を講じること。